（審理員意見書の提出）

第二十条　準用行政不服審査法施行令第十六条の農林水産省令で定める書類は、次に掲げるもの（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含み、事件記録（準用行政不服審査法第四十一条第三項に規定する事件記録をいう。）に該当するものを除く。）とする。

一　審理関係人その他の関係人から審理員に対して行われた準用行政不服審査法第十三条第一項の許可の申請その他の通知

二　審理員が審理関係人その他の関係人に対して行つた準用行政不服審査法第十三条第一項の許可その他の通知

三　その他審理員が必要と認める書類

（農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の四の次に次の四条を加える。

（映像等の送受信による通話の方法による口頭意見陳述等）

第四条の五　令第八条の二において読み替えて準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号。以下「準用行政不服審査法施行令」という。）第八条（準用行政不服審査法施行令第十八条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する方法によつて口頭意見陳述（法第十一条第七項（法第十三条第四項において準用する場合を含む。）において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「準用行政不服審査法」という。）第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合には、審理関係人（準用行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいい、法第十一条第三項（法第十三条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の異議の申出にあつては、異議の申出人及び準用行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人とする。以下この条並びに第四条の八第一号及び第二号において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて審理員（準用行政不服審査法第十一条第二項に規定する審理員をいい、法第十一条第三項の異議の申出にあつては、当該申出を受けた市町村とする。第四条の八各号において同じ。）が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

（手数料の納付）

第四条の六　準用行政不服審査法施行令第十二条第二項第三号の農林水産省令で定める方法は、同号に規定する交付の求めにより得られた納付情報により納付する方法とする。ただし、審査庁（準用行政不服審査法第九条第一項に規定する審査庁をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げる方法により納付させることが適当と認めるときは、当該納付情報により納付する方法に加え、次に掲げる方法を指定することができる。

一　審査庁が指定する書面に収入印紙を貼つて納付する方法

二　準用行政不服審査法施行令第十二条第二項第一号の規定による公示をした審査庁にあつては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成十三年財務省令第十号）別紙書式の納付書により納付する方法

三　準用行政不服審査法施行令第十二条第二項第二号の規定による公示をした審査庁にあつては、当該審査庁の事務所（当該公示に係るものに限る。）において現金で納付する方法

2　前項の規定にかかわらず、審査庁は、同項本文に規定する方法によることができないときは、準用行政不服審査法施行令第十二条第二項第三号に規定する方法として、前項各号に掲げる方法を指定することができる。

（送付に要する費用の納付方法）

第四条の七　準用行政不服審査法施行令第十四条第一項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　郵便切手又は農林水産大臣が定めるこれに類する証票で納付する方法

二　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して準用行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付の求めをした場合において、当該求めにより得られた納付情報により納付する方法

（審理員意見書の提出）

第四条の八　準用行政不服審査法施行令第十六条の農林水産省令で定める書類は、次に掲げるもの（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含み、事件記録（準用行政不服審査法第四十一条第三項に規定する事件記録をいう。）に該当するものを除く。）とする。

一　審理関係人その他の関係人から審理員に対して行われた準用行政不服審査法第十三条第一項の許可の申請その他の通知

二　審理員が審理関係人その他の関係人に対して行つた準用行政不服審査法第十三条第一項の許可その他の通知

三　その他審理員が必要と認める書類

（土地改良法施行規則の準用）

第三十七条の六　法第十三条の五において準用する土地改良法第九十九条第七項の異議の申出には、土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十七条から第十七条の四までの規定を準用する。

（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和五十一年農林省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第七十六条を第七十七条とし、第七十五条の次に次の一条を加える。

（映像等の送受信による通話の方法による意見の聴取）

第七十六条　令第九条の二において読み替えて準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条に規定する方法によつて法第六十三条第一項の意見の聴取の期日における審理を行う場合には、審理関係人（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下この条において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて行政不服審査法第十一条第二項に規定する審理員が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

（集落地域整備法施行規則の一部改正）

第九条　集落地域整備法施行規則（昭和六十三年農林水産省令第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の一条を加える。

（土地改良法施行規則の準用）

第十二条の二　法第十二条において準用する土地改良法第九十九条第七項の異議の申出には、土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十七条から第十七条の四までの規定を準用する。

（景観農業振興地域整備計画に関する省令の一部改正）

第十条　景観農業振興地域整備計画に関する省令（平成十六年農林水産省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（農業振興地域の整備に関する法律施行規則の準用）

第三条　法第五十五条第四項において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十一条第三項（同法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による異議の申出及び同法第十一条第五項（同法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申立てについては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）第四条の五から第四条の八までの規定を準用する。

附　則

この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。